

経済戦略局 施設の改修、管理等に関する補助業務 会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局施設の改修、管理等に関する補助業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論文・書類選考
- (2) 口述・面接試験

(再度の任用)

第3条

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前9時00分～午後5時15分まで
- (3) 休憩時間
午後0時15分～午後1時00分まで

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「所管する施設等の改修・管理業務の補助業務を行う非常勤嘱託職員要綱」については廃止する。